

## 損害保険分野における広告倫理綱領

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（以下「当協会」という。）の会員会社（以下「会員会社」という。）は、損害保険分野における保険媒介業務を実施する際には、本倫理綱領の内容を参考としつつ、情報提供を充実させて、損害保険や損害保険商品に対する理解度の向上に努めるものとする。

本倫理要領は、拘束力を有するものではないものの保険分野自主規制規則における会員各社の取り組みにおいて参考にされるべきものである。なお、本倫理要領は、顧客等の保護と適正な業務運営を確保する観点で、会員各社において自主的に行う取組み・対応を妨げるものではない。

### 1. 基本理念

保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、金融サービスの仲介業務が保険商品を含めた金融サービスの提供にあたり、金融サービスの提供に関する法律第1条において、業務の健全かつ適切な運営の確保により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することが目的とされていることを踏まえ、広告活動にあたっては、次の点に配慮し、社会ならびに一般消費者の信頼を得よう努力しなければならない。

- (1) 公正かつ公平な広告活動に努めること。
- (2) 関連法令や社会の信義則に則り、適切な表示に配慮すること。
- (3) 金融サービス仲介業者としての品位を損ねないこと。
- (4) 一般消費者に著しく優良・有利であるとの誤認を招かないこと。
- (5) 分かりやすい表現に努めること。
- (6) 消費者団体等外部の意見・要望に配慮すること。

### 2. 定義

- (1) 本倫理綱領という広告

本倫理綱領という広告とは、マス媒体を使った次の広告をいう。

なお、一般消費者向けの保険商品の販売促進を目的とした広告（保険商品名や保険会社名のみを訴求するものについては除く）の表示については、本倫理綱領の基本理念に則り、当協会が定める「保険媒介に際して使用される文書等の表示に係るガイドライン」に留意する。

	広告倫理綱領	保険媒介に際して使用される文書等の表示に係るガイドライン
ア. 保険商品の販売促進を目的とした広告	○	○
イ. 上記ア. 以外の広告（金融サービス仲介業者の取り組み等に関わる広告等）	○	—

- (2) (1) にいう広告の媒体別区分は次のとおり。

ア. 新聞・雑誌等による活字広告

例：新聞・雑誌等その他刊行物による広告、不特定多数を対象としたチラシ等印刷物による広告、ポスター・看板・懸垂幕等の掲出物による広告

イ. テレビ・ラジオ等による映像・音声広告

例：テレビ・ラジオ等によるコマーシャル等による広告、映画・スライド・ビデオ・DVD・電光等による広告

ウ. その他情報を提供するためにインターネット等の媒体を使用した広告

例：インターネット・電子メール等を利用した広告

### **3. 広告に関する苦情の報告および社内規則等の作成**

- (1) 会員会社は、一般消費者から寄せられた広告に関する苦情を定期的に当協会事務局（以下「協会事務局」という。）に報告する。  
協会事務局はその報告内容を分析検討するとともに、会員会社は分析検討結果を踏まえ、その再発防止に努めるものとする。
- (2) 会員会社は、できる限り具体的な広告活動に関する社内規則等（内部規定のみならず、マニュアル等も含むものとし、以下同様とする。）の作成・充実に努めるものとする。

### **4. 適切な表示の確保**

- (1) 会員会社は、情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立するものとする。
- (2) 会員会社は、保険媒介業務用の広告、資料等について、表示媒体や商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置を講じるものとする。
- (3) 会員会社は、適正な表示を確保するための社内規則等を適切に策定するものとする<sup>1</sup>。
- (4) 会員会社は、表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面等を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じるものとする。
- (5) 会員会社は、適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制を整備するものとする。  
なお、審査については、以下の点に留意するものとする。
  - ① 保険媒介業務用の広告、資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査を漏れなく行っているか。
  - ② 保険媒介業務用の広告、資料等における積立利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。
  - ③ 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応を行っているか。
- (6) 会員会社は、商品性の説明（比較広告等を含む。）に係る金融サービス提供法第30条で準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。
  - ① 保険契約に関する表示については、金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）「VI-1-1-2(10)」を参考にして取り扱うものとする。
  - ② 予想配当表示については、監督指針「VI-1-1-2(11)」を参考にして取り扱うものとする。

### **5. 法令等の遵守**

会員会社は、不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしてはならない<sup>2</sup>。

<sup>1</sup>社内規則等は、保険媒介に際して使用される文書等の表示に係るガイドラインを踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定しなければならない。

以 上

令和3年11月1日制定